

重要事項説明書

「倉敷市玉島中部高齢者支援センター」

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・事業所名	倉敷市玉島中部高齢者支援センター (地域包括支援センター)
・所在地	岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8
・電話番号	086-523-5322
・FAX 番号	086-523-5323
・法人名	医療法人 社団新風会
・法人代表者	高越 秀和
・開設年月日	平成18年4月1日
・介護保険指定番号	3300200213

(2) 介護予防支援事業所の目的と運営方針

1. 利用者が、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
2. 利用者の心身の状況や生活の環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。
 - ① 利用者及び家族は介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス事業所において、複数の事業所の紹介を求めることができます。
 - ② 利用者及び家族は当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
4. 事業の運営にあたっては、関係市町村、医療機関、サービス提供事業者、他の高齢者支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、特定相談支援事業者、住民による自主的な活動によるサービス、地域の様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
5. 医療と介護との連携を促進する為に、介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業(以下、「介護予防ケアマネジメント等」という。)の提供の開始に当たり、利用者及び家族に対して、医療機関に入院する際に担当職員の氏名や連絡先を入院医療機関に提供するように依頼します。

(3)職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1(兼務)	
保健師・看護師	1	
主任介護支援専門員	1	
社会福祉士	2	
介護支援専門員 (介護予防)		

2.営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

営業時間 午前9時～午後6時まで

国民の祝日及び6月1日、8月15日、12月30日から1月3日までを特別休暇とする。24時間日曜日、祝日にも緊急連絡がとれる体制をつくっています。

休日、夜間連絡先 玉島中央老健施設 秀明荘 TEL086-523-0111

3.利用料

事業者が提供する 介護予防ケアマネジメント等に対する利用料につきましては、利用者負担額はありません。

4.事業の実施地域

玉島小学校区、柏島小学校区

5.介護予防ケアマネジメント等の申し込みからサービス提供までの流れ

- ① 利用者の被保険者証の確認
介護予防ケアマネジメント等、提供の依頼に際し、利用者の提示する被保険者証により、被保険者資格、住所他、要支援認定の有効期間を確認させていただきます。
- ② 事業所の運営規程の概要、重要事項を記した文書を交付し説明した上で、利用申し込み者又は、その家族の同意を文書で得ます。次に介護予防ケアマネジメント等の契約を行い、介護予防サービスを当事業所に依頼する旨の介護予防サービス計画作成依頼の届出書を作成し、市へ提出します。
- ③ 介護予防サービス計画の作成
その作成にあたっては、適正な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、おかれている環境等を把握した上で、利用者及び家族の意欲や意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握し、サービス提供の内容などの計画の作成を行います。

- ④ 介護予防サービス計画原案への同意
利用者及び家族に原案を示し、内容、利用料等について説明し、同意を得ます。
- ⑤ サービス担当会議の開催
サービスを実際に提供する事業者、かかりつけ医、利用者及び家族が一同に会して、介護予防サービス計画の原案について、担当者から専門的な意見を求め情報を共有します。
- ⑥ 同意に基づき介護予防サービスの開始
介護予防サービス計画の原案について利用者及び家族の同意がえられればサービス計画の目標に沿ってサービスが提供されることとなります。
- ⑦ モニタリング
利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
目標に沿ってサービスが提供されるよう事業者等との連絡調整を行います。
利用者の心身の状況の変化、目標の変更の希望がある場合、又センターが変更が必要と判断した場合、合意に基づき介護予防サービス計画を変更します。

6.高齢者虐待防止について

センターは、虐待の未然防止、早期発見に努め、虐待等への迅速かつ適切な対応を行います。

研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

センターは、介護予防ケアマネジメント等の提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる場合は、速やかに倉敷市に通報いたします。

7.苦情等への対応

サービス提供において苦情の申し立てがあった場合、相談窓口でいつでもお受けし、迅速かつ適切に対応いたします。

苦情等受付窓口	倉敷市玉島中部高齢者支援センター (電話 086-523-5322)
受付時間	9:00~18:00 月曜日~土曜日 (日、祝日、特別休暇日を除く)
担当者	管理者

公的機関においても申出等が出来ます

機関	電話番号	対応時間
倉敷市介護保険課	086-426-3343	8:30~17:15 (土、日、祝日を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811	8:30~17:00 (土、日、祝日を除く)

8 重要事項説明書に記載のない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定め
に準じて、利用者又はその家族との協議の後に同意を得た上で、介護予防ケアマネジメ
ント等の提供を行います。

令和 年 月 日

介護予防ケアマネジメント等の提供にあたり、利用者及び家族に対して、本書面に基づい
て重要な事項の説明を行いました。

事業者 医療法人 社団新風会
代表者 理事長 高越 秀和
事業者名 倉敷市玉島中部高齢者支援センター

説明者職名 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要な事項の説明を受け、介護予防ケアマネジメ
ント等の提供の開始に同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族又は代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係(続柄) _____